

大 個 審 第 2 3 号  
( 答 申 第 1 0 0 号 )  
平成 1 8 年 8 月 1 0 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 錦織 成史

個人情報の取扱いに関する意見について ( 答 申 )

平成 1 8 年 6 月 5 日 付 総 第 7 2 号 で 諮 問 の あ り ま し た 大 阪 府 住 宅 供 給 公 社 ( 以 下 「 公 社 」 と い う 。 ) の 「 公 社 住 宅 管 理 シ ス テ ム 」 に お け る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 5 3 条 の 2 に お い て 準 用 す る 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 通 信 回 線 に よ り 結 合 さ れ た 電 子 計 算 機 を 用 い た 個 人 情 報 の 実 施 機 関 以 外 へ の 提 供 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 公 社 の 賃 貸 住 宅 等 の 入 居 者 に 係 る 個 人 情 報 の 電 子 計 算 機 処 理 を 行 う に 当 た り 、 こ れ ら の 情 報 の 漏 洩 、 滅 失 、 き 損 の 防 止 等 適 切 な 管 理 の た め に 必 要 な 措 置 を 講 じ る な ど 、 公 社 住 宅 管 理 シ ス テ ム ( 以 下 「 本 シ ス テ ム 」 と い う 。 ) に お け る セ キ ュ リ テ ィ 対 策 に 万 全 を 期 す る こ と 。
  - 2 本 シ ス テ ム に よ り 個 人 情 報 が オ ン ラ イ ン 提 供 さ れ る 本 人 に 対 し 、 本 人 が 公 社 に 提 出 し た 個 人 情 報 の う ち 、 ど の 情 報 が 株 式 会 社 大 阪 住 宅 公 社 サ ー ビ ス ( 以 下 「 公 社 サ ー ビ ス 」 と い う 。 ) に 提 供 さ れ る の か を 本 人 に 対 し て 具 体 的 に 説 明 し 、 公 社 サ ー ビ ス へ の 提 供 に つ い て 本 人 の 理 解 が 得 ら れ る よ う 努 め る こ と 。
  - 3 今 後 、 本 シ ス テ ム の 見 直 し 時 に は 、 受 託 事 業 者 で あ る 公 社 サ ー ビ ス に 対 し て は 委 託 業 務 を 実 施 す る 上 で 必 要 最 小 限 の 個 人 情 報 し か 提 供 し な い よ う 、 シ ス テ ム の 再 構 築 を 図 る こ と 。
- シ ス テ ム を 再 構 築 す る ま で の 間 は 、 本 件 委 託 業 務 に 従 事 す る 公 社 サ ー ビ ス の 職 員 が 委 託 業 務 に 不 必 要 な 個 人 情 報 を 閲 覧 等 す る こ と の な い よ う に 必 要 な 対 応 策 を 講 じ る こ と 。